

殆ンド稀少ノ狀況ニ有之候就テハ
 神宮御警言衛ノ十全ヲ期スルヲ標記
 該當者アラハ其ノ都度各関係官憲
 ヲリ直接神宮司廳警言衛部へ御通
 報相成候様重ネテ御配慮相成度
 及照會候

神宮司廳

警保局警發第一二二號

送付

送付

事務官

御

年月日

局長

警視總監、北海道、長官、
 新潟、福島、千葉、神奈川、
 京都、兵庫、福岡、宮崎、
 各官署長、事務官

二



競馬法ニヨル競馬ノ取締ニ關スル件
 本件ニ關シ農林省畜産局長ヨリ
 一管法既ニ成ルモノ存中
 一管法既ニ成ルモノ存中

農林省

番第七四三八號

昭和五年九月二十五日

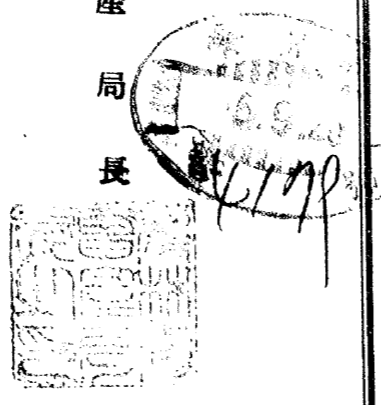
農林省畜産局長

内務省警保局長殿

競馬法ニヨル競馬ノ取締ニ關スル件

首題ノ件ニ付テハ從來競馬俱樂部所在地ノ道府縣警察當局ニ於テ嚴重
 取締相成居尙競馬開催ノ都度競馬監督ノ爲當省ヨリ派遣スル係官ニ於
 テモ道府縣警察當局ニ對シ取締方ニ付直接種々依頼致居候處近來存屋
 又ハ私設馬券屋ト稱スル者競馬場内ニ出沒シ一競走毎ニ多數ノ者ニ金
 員ヲ賭ケシメテ其ノ勝馬的中者ニ對シテハ競馬俱樂部發表ノ拂戻金ト

(小紙納)



同率ノ拂戻ヲ行フモノ、如ク中ニハ的中セサル者ニ對シテモ壹圓以下ノ少額ヲ見舞金トシテ與フルモノアリト稱セラレ競馬法ニ依ル勝馬投票券購買上ノ一人一枚ノ制限ヲ好マス一競走ニ付多額ノ勝負ヲ争ハムトスル者、勝馬投票券ノ券面金額ノ貳拾圓均一ニ不便ヲ感シ貳拾圓以下ノ少額ニ於テ勝負ヲ争ハムトスル者、競馬法ニ依リ勝馬投票券ノ購買ヲ禁止セラレ居ル騎手、馬丁等厩舎關係者並勝馬投票券發賣所ノ雜踏ヲ好マサル者等ハ往々ニシテカ、ル私設馬券屋ト交通シ更ニ進シテ騎手、馬主ノ中ニハ自ラ勝ツヘキ馬ヲ勝タシメス彼等ヲ利用シテ賞金ヨリモ却テ賭金ニ勝負ヲ争フカ如キモノヲ生スルニ至レリトノ風評モ有之各競馬俱樂部ニ於テモカ、ル巧妙ナル不正騎乗ノ増加、勝馬投票券ノ發賣金額ニ對スル影響ヲ憂慮シ之カ對策ニ腐心シ居レルモ彼等ノ

(小張納)

競馬部

競馬部は、日本各地にあり、その数は、戦前には、約百に達した。戦後は、戦災の影響で、一時は激減したが、戦後復興と共に、次第に増加して、現在では、約二百に達した。このうち、競馬部として、正式に登録されているのは、約五十に達している。このうち、競馬部として、正式に登録されているのは、約五十に達している。このうち、競馬部として、正式に登録されているのは、約五十に達している。

競馬部
競馬部

- 一、札幌競馬倶楽部
- 二、函館競馬倶楽部
- 三、新潟競馬倶楽部
- 四、福島競馬倶楽部
- 五、中山競馬倶楽部 (千葉縣中山町)
- 六、東京競馬倶楽部 (目黒)
- 七、日本トースト倶楽部 (横浜市)
- 八、京都競馬倶楽部 (京都府淀川)
- 九、阪神競馬倶楽部 (兵庫縣鳴尾村)
- 一〇、小倉競馬倶楽部
- 一一、宮崎競馬倶楽部

畜養第七四三八號

昭和五年九月廿五日

農林省畜産局長

内務省警保局長殿

競馬法ニヨル競馬ノ取締ニ関スル件

首題ノ件ニ付テハ從來競馬倶楽部所在地ノ道

府縣警察當局ニ於テ嚴重取締相成居尚競馬

開催ノ却度競馬監督ノ爲當局ヨリ派遣スル係

官ニ於テモ道府縣警察當局ニ對シ取締方ニ付

直接種々依頼致居候處近來各屋又ハ私設馬券屋ト稱スル者競馬場内ニ出汲シ一競争毎ニ多數ノ者ニ金買ヲ賭ケシテ其ノ勝馬的中者ニ對シテハ競馬俱樂部發表ノ拂戻金ト同率ノ拂戻ヲ行フモノ、如ク中ニハ的中セザル者ニ對シテモ黨圓以下ノ少額ヲ見舞金トシテ與フルモノアリト稱セラレ競馬法ニ依ル勝馬投票券購買上ノ一人一枚ノ制限ヲ好マス一競走ニ付多額ノ勝負ヲ爭ハムトスル者、勝馬投票券ノ券面金額ノ貳拾圓均一ニ不便ヲ感シ貳拾圓以下ノ少額ニ於テ勝負ヲ爭ハムトスル者、競馬法ニ依リ勝馬投票券ノ購買ヲ禁止セラレ居ル騎手、馬丁等厩舎関係者並勝馬投票券發賣所ノ雜踏ヲ好マサル者等ハ往々ニシテカ、ル私設馬券屋ト交通シ更ニ進シテ騎手、馬主ノ中ニハ自ラ勝ツキ馬ヲ勝タシメス彼等ヲ利用シテ賣金ヨリモ却テ賭金ニ勝負ヲ爭フカ如キモノヲ生スルニ至リトノ風評

又

モ有之各競馬倶楽部ニ於テモカ、ル巧妙ナ
ル不正騎乗ノ増加、勝馬投票券ノ發賣金額ニ
對スル影響ヲ憂慮シ之カ對象ニ腐心シ居ル
モ彼等ノ犯罪方法巧妙ヲ極ノ馬券發賣類似
ノ行爲ヲ行フニモ競走番組表ニ書入レ又ハ帳
面ニ記入スル等頗ル簡單ノ方法ニ依リテ之ヲ
行フモノノ如ク且賄ノ申込勧誘、受領ニハ使
春ヲ以テシ金貨ノ授受ハ各競走毎ニ行ハス
一日ノ競馬終了後之ヲ行ヒ一旦檢舉セラル、
コトアルモ唯場内ニ於テ金貨ヲ行ハルモノト
強辯スル等其ノ證據ヲ捕ハ難キ趣ニシテ而
モ彼等ハ順次ニ各競馬場ヲ巡リ不正ヲ働キ其
ノ數モ益々増加スル状態ニ有之候斯クテハ
競馬施行ノ公正ヲ阻害シ競馬存立ノ根本ヲ
破壊スルニ至ルヘキヲ以テカ、ル者ニ對シテハ
特ニ嚴重取締相成様可然御取計相煩度此致
及依頼候也